



暮らしの手続き

住民登録

問 窓口課

暮らしの手続き

届け出の種類	届け出の期間	だれが	届け出に必要なもの
【転入届】 他の市区町村から引越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または転入先の世帯主など	<ul style="list-style-type: none"> ●前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ●国民年金手帳(加入者のみ) ●代理人の場合は委任状が必要 ●マイナンバーカード ●在留カード、特別永住者証明書 ●印鑑登録証
【転出届】 他の市区町村に引越するとき	転出する日まで(すでに転出した場合は、転出した日から14日以内)	本人または本市での世帯主など	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証(加入者のみ) ●国民年金手帳、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証など ●代理人の場合は委任状が必要 ●マイナンバーカード ●在留カード、特別永住者証明書
【転居届】 松原市内で住所が変わったとき	転居した日から14日以内	本人または転居先の世帯主など	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証(加入者のみ) ●国民年金手帳、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証など ●代理人の場合は委任状が必要 ●マイナンバーカード ●在留カード、特別永住者証明書
【世帯主変更届】 【世帯分離届 世帯合併届】	変更した日から14日以内 申請日当日	本人または新世帯の世帯主など	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証(加入者のみ) ●国民年金手帳、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証など ●代理人の場合は委任状が必要

※簡単な質問に答えていただくだけで転入等のライフイベントごとに必要な手続きや持ち物が分かるウェブ上の案内サービス「手続きガイド」を公開しています。詳しくは市のホームページをご確認ください。

住民票の写しなどの請求

窓口での請求

【本人確認】

住民票の写しなどの請求の際、申請者へのなりすましなどによる虚偽の申請や届け出を防止するため、窓口に来られた方の本人確認を行っています。請求時には、次の書類の提示をお願いします。運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、年金手帳、学生証など

また、代理人が住民票の写しなどを請求するときは、上記に加え委任状などが必要です。

【オンラインでの請求】

有効なマイナンバーカードと署名用電子証明書(英字<大文字>と数字からなる6~16文字の暗証番号)があれば、専用ページからスマートフォン等を使って住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本/抄本が請求できます。(支払いはクレジットカードのみ)くわしくは市のホームページをご確認ください。



暮らしの手続き

【コンビニ交付(住民票の写し、印鑑登録証明書)】

有効なマイナンバーカードと利用者用電子証明書(4ケタの暗証番号)があれば、印鑑登録証明書(本人のもののみ)、住民票の写し(本人または、同一世帯のもの)が取得できます。(午前6時30分～午後11時、12月29日～1月3日とメンテナンス日を除く)また、市役所に設置している自動交付機からも同様に取得できます。(平日午前8時30分～午後6時)詳しくは市のホームページをご確認ください。

電話予約での請求(住民票の写しのみ)

請求は、本人または同一世帯の家族のみになります。
手続きの流れ
①開庁時間内に電話で予約
②当直室で、運転免許証などによる本人確認
③申請書を記入
④手数料支払い後、住民票の写しの受け取り
なお、受け取り時間は休日と平日の午後5時30分から午前9時までです(当直室:正面入り口向かって右横の「時間外入り口」入ってすぐ)。
また、一部の市立図書館でも受け取ることができますので、事前にお問い合わせください。
なお、マイナンバー(個人番号)入りの住民票をご希望の場合は、当直室でのみ受け取りが可能です。

郵送での請求(住民票の写し、転出証明書)

1)住民票の写し
①住所・氏名、使用目的、提出先、本籍・続柄の記載が必要かどうかを書いたものと②手数料(郵便局の定額小為替・住民票の写し1通につき300円)と③運転免許証などの写し(郵送による請求も本人確認を行います)と④住所・氏名を記入し、返信用切手を貼った封筒を同封して請求してください。
2)転出証明書
転出証明書の発行については事前にお問い合わせください。
※印鑑登録証明書については郵送での請求はできません。

戸籍の届け出

問 窓口課

届け出の種類	届け出に必要なもの
【出生届】 出生の日を含め14日以内	●印鑑(生まれた子の親の印鑑) ●出生届書(出生証明書) ●母子健康手帳 ※出生届の用紙は、出産された産院でもらえます。
【死亡届】 死亡事実を知った日から7日以内	●届出人の印鑑 ●死亡届書(死亡診断書)
【婚姻届】 届出日から効力を生じる	●夫婦それぞれの印鑑(旧姓印) ●婚姻届出書(成人の証人2人の署名、押印が必要。未成年者は父母の同意が必要) ●戸籍全部(個人)事項証明書(届出地が本籍でない場合に必要) ●本人確認できる公的証明書(詳しくは戸籍係へ)

※上記の戸籍届のほか、養子縁組届、養子離縁届、離婚届、転籍届、認知届などがありますが、詳しくは、窓口課戸籍係までお問い合わせください。

戸籍全部事項証明(戸籍謄本)等戸籍の証明に関する請求

窓口での請求

戸籍(本籍地が松原市の戸籍のみ)に係る請求は、本人または配偶者、直系尊属、直系卑属のみになります。代理人が請求する場合は、委任状が必要です。また、窓口に来られる人の本人確認ができるものがが必要です(公的機関が発行した写真付きの証明書(運転免許証、パスポートなど)の場合は1枚、公的機関が発行した写真のない証明書(国民健康保険証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、厚生年金証書など)の場合は2枚以上の提示)。

郵送での請求

①便せんなどに、住所、氏名、生年月日、連絡先の電話番号、証明の必要な人の続柄、本籍地、筆頭者の氏名、必要な戸籍の種類とその通数、使用目的を記入のうえ、②手数料(郵便局の定額小為替、戸籍全部事項証明(戸籍謄抄本)は1通450円、除籍全部事項証明(除籍謄抄本)、原戸籍謄抄本は1通750円)と③返信用の切手を貼った封筒、④住所が確認できる公的機関が発行した証明書の写しを同封して請求してください。

印鑑登録

問 窓口課

届け出の種類	申請人	届け出に必要なもの	備考
印鑑登録届	本人	●登録する印鑑	印鑑登録を申請されると本人の意思確認のため照会書を送付します。 申請日から30日以内に「回答書」欄に登録した印鑑を押してご本人や代理人の方を確認できる運転免許証や健康保険証などの証明書とともに窓口へ持参してください。 引き換えに印鑑登録証をお渡します。 次のようなときは印鑑登録の廃止の届け出をしてください。
	代理人	●登録する印鑑 ●委任状または代理人選任届(本人自筆のもの) ●代理人の印鑑	
印鑑廃止届	本人	●廃止する印鑑 ●登録証	●登録印鑑、登録証をなくしたとき ●印鑑登録の必要がなくなったとき ●登録印鑑の変更をしたいとき
	代理人	●廃止する印鑑 ●登録証 ●代理人の印鑑 ●委任状(本人自筆のもの) ●代理人の本人確認書類	
印鑑登録証明書	本人	●登録証	申請書に記入の上、登録証を添えて提出してください。 ※登録証がないと発行できません
	代理人	●登録証	

印鑑登録の申請

印鑑登録のできる人は、松原市に住民登録をしている15歳以上の人です。登録できる印鑑は1人1個です。1個の印鑑を2人以上共有することはできません。印鑑登録は、本人申請になります。本人が申請できないときは、代理人が申請することもできますが、その場合は①本人自筆の委任状、②登録する印鑑、③代理人の印鑑を持参してください。印鑑登録はとても重要なものです。登録した印鑑及び登録証は大切に保管してください。

即日登録

窓口課にある「印鑑登録申請書」に必要な事項を記入し、登録する印鑑と下記の顔写真付きの本人確認書類を添えて本人が直接申請すると即日登録(交付)ができます。本人確認を行うために次のいずれかをご持参ください。

●官公署の発行した本人の写真を貼った証明書等(例:運転免許証・在留カード・特別永住者証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・パスポート・身体障害者手帳などの氏名、生年月日の記載があり、有効期限内のもの)

登録できない印鑑

- ①住民票に登録されている氏名、氏、名または氏名の一部を組み合わせたものを表せていないもの。
- ②職業、資格そのほか氏名以外の事項を表しているもの。
- ③ゴム印そのほか変形しやすい材質によるもの。
- ④印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの。
- ⑤印影を表しにくいもの。
- ⑥世帯内で同じ印影のもの。
- ⑦デザインの入った印鑑。

委任状の例

◎本人の実印、代理人の認め印をご持参ください。

(委任状の見本)

委任状

年 月 日

代理人
住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

見 本

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

委任する権限

印鑑登録廃止及び印鑑登録に関する一切の権限

委任者(本人)
住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

見 本

印鑑登録に関する委任状には委任者(本人)の登録印の押印が必要です。その他の委任状についても認印等の押印が必要です。

特別永住者証

問 窓口課

※平成24年7月制度改正

届け出の種類	届け出の期間	届け出に必要なもの
特別永住者証明書の切替 ①満16歳の誕生日まで ②切替期間満了日まで	①16歳の誕生日の6カ月前から ②切替期間満了日の2カ月前から	●特別永住者証明書又は外国人登録証明書 ●旅券(有効中のもの) ●写真1枚(4cm×3cm)
特別永住者証明書の再交付 紛失、盗難、滅失で証明書を失った場合	失ったことを知った日から14日以内	●旅券(有効中のもの) ●写真1枚(4cm×3cm) ●遺失物届出証明書、盗難届出証明書等(警察で届け出後発行されます)

※切替期間の取り扱いが従来とは異なっています。従来は「次回確認(切替)申請期間」から30日以内となっていたものが、法改正後は、「次回確認(切替)申請期間」までの手続きとなっています。

登録原票記載事項証明書

平成24年7月8日をもって外国人登録法が廃止され、登録原票記載事項証明書は、住民票に変更されました。※中長期在留者の在留カードの手続きに関しては、出入国在留管理局へお問い合わせください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 窓口課

マイナンバーカードとは、マイナンバー(個人番号)の提示と、本人確認が同時にできる唯一のカードです。

申請	マイナンバーカード交付申請書での申請や、パソコン・スマートフォン等からの申請もできます。ただし、住所や氏名に変更や誤りがある場合は、窓口課までお問い合わせください。
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国籍の方は発行日から10回目の誕生日まで(18歳未満の方は発行日から5回目の誕生日まで)。 ●外国籍の方で①永住者及び特別永住者の方は日本国籍の方と同様の取り扱いになります。 ②上記①以外の中長期在留者の方は、在留期間の満了日までとなります。 ●利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書は5回目の誕生日まで。
電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●署名用電子証明書・・・電子申請(e-Tax等)が可能になります。 ●利用者証明用電子証明書・・・マイナポータルへのログイン、コンビニ交付、健康保険証としての利用等が可能になります。(マイナポータルとは、自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。)
手数料	初回無料 再交付手数料(1,000円)
交付時の手続き及び必要な持ち物	<p>交付通知書が届きましたら必要な持ち物をお持ちになり、ご本人がお越しください。</p> <p><必要な持ち物></p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付通知書 ●通知カード(お持ちの方のみ) ●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ●本人確認書類※(15歳未満の方または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要) ●代理権の確認書類(15歳未満の方または成年被後見人の法定代理人の場合) <p>(例)戸籍謄本、その他資格を証明する書類</p>

- ※ ①次のうち1点
 住民基本台帳カード(写真付きに限る)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
- ②①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市長が適当と認める2点
 (例)健康保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証
- マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する等大切なカードです。運転免許証やパスポートと同様に顔写真付きの公的な身分証明書となりますので、その交付は必要書類をはじめ厳格な手続となります。
 - マイナンバーカードについて不明な点がありましたら、窓口課までお問い合わせください。
 - マイナンバーカードについては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の総合サイトもありますので、ご活用ください。マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** 平日 午前9時30分～午後8時、土日祝 午前9時30分～午後5時30分(年末年始12月29日～1月3日を除く。)

マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp>

【休日交付】

毎月1回第4日曜日午前9時～正午にマイナンバーカード交付の窓口を開設しています。
 くわしい日程は、広報まつばらや市のホームページからご確認ください。

マイナンバー制度について

❖ マイナンバー(個人番号)とは？

マイナンバーは、住民票を有するすべての方一人ひとりが持つ12桁の番号です。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

**マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。**

番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



<マイナンバーカード全般に関するお問い合わせ>



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (受付時間) 平日 午前9時30分～午後8時

土日祝 午前9時30分～午後5時30分

各種証明書手数料

証明	手数料
戸籍全部・個人事項証明 (戸籍謄本・抄本)	1通450円
除(原戸)籍全部・個人事項証明 (除(原戸)籍謄本・抄本)	1通750円
戸籍記載事項証明	1事項350円
除籍記載事項証明	1事項450円
戸籍届出受理証明	1通350円
戸籍届記載事項証明	1通350円
戸籍の附票の写し	1通300円
身分証明書	1項目300円
火(埋)葬許可証交付証明(写し)	1通300円
住民票の写し(窓口)	1通300円
住民票の写し(コンビニ)	1通200円
住民票記載事項証明書	1通300円
印鑑登録証明書(窓口)	1通300円
印鑑登録証明書(コンビニ)	1通200円
独身証明書	1通300円
転出証明書	無 料

休日窓口

平日窓口にお越しただけでない方のために**毎月第3土曜日**の午前9時～正午までの間、窓口を開設しています。取扱業務は次のとおりです。

休日窓口取扱業務

1. 住民票、住民票記載事項証明の交付
 2. 戸籍に関する証明書・戸籍の附票の交付
 3. 身分証明書の交付
 4. 年金現況証明書の交付
 5. 印鑑登録証明書の交付
 - 転入・転出などの異動及び戸籍の届け出・異動などを伴うものはお取り扱いできません。
 - 広域交付住民票の写しの交付はできません。
 - 印鑑登録証明書を申請される場合は、正しい印鑑登録証(印鑑カード)をお持ちください。※印鑑登録はできません。
- ※当日は市役所正面入り口向かって右側の「時間外出入り口」からお入りください。

本人通知制度

住民票や戸籍証明について、第三者等により不正入手が行われた場合、皆さんの権利を脅かす危険性があると考えられます。

このため、松原市では、平成23年2月1日より代理人や第三者からの請求により住民票や戸籍証明などを交付したとき、その交付の事実をご本人(事前登録者)に通知する制度を実施しています。

これにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報不正使用防止や事実関係の早期究明、不正請求発見の可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待できます。皆さんの個人情報の不正使用を防止するために、ぜひ事前登録を行ってください。

登録できる人

本市に住民登録・本籍がある人またはあった人。

登録に必要なもの

本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付で有効期限内のもの))

通知する内容

交付日、交付した証明書の種別及び枚数、交付請求者の種別
※交付請求者の氏名等は、通知できません。

住居表示

建物を新築・改築したとき

住居表示実施済地区内に建物を新築したり、増改築などにより出入り口を変更する場合は、住居表示による住居番号(住所)を決めるための届け出が必要です。この届け出がないと正しい住所がわからないため、住民票の転居等の手続きができません。建物がほぼでき上がり、入り口が確定した以降に届け出をしてください。

住居表示証明書の発行

住居表示の実施により住所が変わったことを証明する証明書を、無料で交付しています。

住居表示板を紛失した人へ

住居表示実施済みの区域で、家屋の玄関などに取り付けてある住居表示板を破損・紛失してしまった人には、窓口にて新しい住居表示板を無料で再交付しています。

自動車臨時運行の許可

自動車検査証の有効期間満了車や、未登録自動車の検査や登録などの目的で運行する必要があるときは、自動車臨時運行の許可申請を行い、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(仮ナンバープレート)の交付を受けてください。手続きは、窓口課で所定の申請用紙に必要な事項を記入・押印の上、①免許証、②自動車検査証や抹消登録証明書(いずれも原本)、③自動車損害賠償責任保険証明書(原本)を添えて提出してください(手数料750円)。





▶▶ パスポートの申請・交付

パスポートを市役所の窓口で取得可能です。従来通り大阪府パスポートセンターでの手続きも可能です。本市で申請された方は本市での交付(受け取り)になります。また、大阪府パスポートセンターで申請された方は大阪府パスポートセンターでの交付(受け取り)となります。

申請できる方

日本国籍を有する方で、

- 松原市に住民登録をしている方。
- 他の市町村に住民登録をしている方で、松原市内の居所(現在お住まいの住所)から通学または通勤しており、それらを証明できる方。(居所申請)

本市でできる申請

● 新規申請

新規…初めて申請する場合や有効期限が切れた場合など。(前回取得したパスポートがあれば申請時にお持ちください。)

切替新規…パスポートの残存有効期間が1年未満で、記載事項(氏名、本籍地の都道府県名等)に変更がなく新たに申請する場合など。(現在有効期間中のパスポートの提出が必要です。)

訂正新規…有効なパスポートの記載事項(氏名・本籍の都道府県名等)に変更があり、新たに申請する場合。(現在有効期間中のパスポートの提出が必要です。)

● 残存有効期間同一申請

パスポートに記載された氏名、本籍地の都道府県名等が変更された場合。または査証欄の余白がなくなった場合。

ただし、パスポートの有効期間は変わりません。(現在有効期間中のパスポートの提出が必要です。)

● 紛失届

紛失したパスポートを失効させる場合。(代理での提出はできません。)

申請に必要な書類

- 一般旅券申請書…10年用・5年用(未成年者は5年用になります。機械で読み取るため折り曲げたり汚したりしないでください。)
 - 戸籍謄本…6カ月以内に発行されたもの
 - パスポート用写真…6カ月以内に撮影されたもので、かつ国際規格に沿ったもの。(縦4.5cm×横3.5cmで正面向き、無帽子、無背景のもの)
- ※規格外の写真は受付できませんので、ご注意ください。
詳しい規格につきましては申請案内または大阪府パスポートセンター及び外務省のホームページ等にて確認してください。
市役所1階に証明写真機を設置しておりますのでご利用可能です。
- 本人確認書類…代理提出の場合は、申請者と代理人のそれぞれの方の本人確認書類が必要になります。
- ※原本で有効期間中のもの(コピー不可)
- 1点でよいもの…日本国旅券、運転免許証、マイナンバーカードなど
 - 2点必要なもの…健康保険証、年金手帳など
- 詳しくは申請案内または大阪府パスポートセンター及び外務省のホームページ等にて確認してください。

- 前回取得したパスポート…失効していてもそのパスポートをお持ちください。
- 住民票…松原市に住民登録している方の住民票は不要ですが住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の利用を希望しない方、または居所申請の方は6カ月以内に発行された住民票が必要になります。

受付時間

- 申請 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分
 - 交付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- ※土・日・祝など休日、年末年始を除く

申請から交付までの所要日数

10日

※土曜・日曜・祝日など休日、年末年始は所要日数に含まれません。また、提出書類に不備があった場合はさらに日数がかかります。

交付時に必要な書類

- 一般旅券引換書(申請受付後にお渡しします。)
- 手数料(収入印紙をご購入のうえ、一般旅券引換書に添付してください。)

手数料(収入印紙は市役所1階総合案内で購入できます。)

10年用…大阪府手数料(現金2,000円)収入印紙(14,000円)合計16,000円

5年用…大阪府手数料(現金2,000円)収入印紙(9,000円)合計11,000円

5年用(12歳未満)…大阪府手数料(現金2,000円)収入印紙(4,000円)合計6,000円

- 残存有効期間同一申請…大阪府手数料(現金2,000円)収入印紙(4,000円)合計6,000円

交付時の注意事項

パスポートのお受け取りは、年齢に関係なく申請者ご本人に限られます。

- 申請から6カ月を経過しますとパスポートが失効になりお渡しできませんので、期限内に必ずお受け取りください。また、期限内にお受け取りがない場合、再度申請時に手数料が増額となることがあります。